

伊勢原市災害時要援護者支援マニュアル

支援者編(要約版)

平成18年3月策定



作成 伊勢原市保健福祉部福祉総務課
電話 (0463)94-4711
FAX (0463)95-7612
E-mail f-soumu@isehara-city.jp

障害の知識

身体障害

身体障害は、永続する目、耳、手足、内臓などの身体機能の一定程度以上の障害をいい、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限が生じます。

身体障害者福祉法に定められている障害は、次のとおりで、障害のある人(15歳未満の場合は保護者)の申請によりそれぞれ一定の障害があった場合は、身体障害者手帳が交付されます。

(1) 肢体不自由

脊髄や頸椎の損傷、筋骨系の異常、欠損や切断、脳血管障害などにより四肢(手足)の運動機能や立つ座るなど体位の維持に障害のある状態です。脊髄や頸椎の損傷などによる体幹(頸部、胸部、腹部、腰部)の機能障害では、発汗、体温調節、排尿・排便などの自律神経の障害を伴うことが多くあります。

乳幼児期以前の脳性まひなどによる脳の運動制御機能の障害(脳原性運動機能障害)、脳出血や脳梗塞などの疾病では、自力での移動困難に加え不随意運動(自分の意思によらない運動)のため手足が思いどおり動かせなかったり、筋肉の緊張により動作がぎこちなかったり、緩慢だったり、まひしている場合があります。

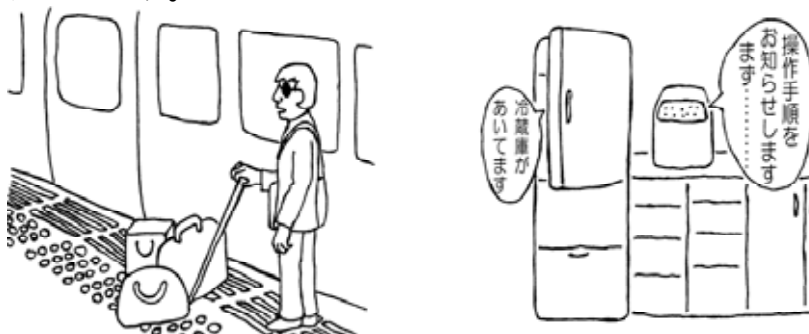


(2) 視覚障害

視力や視野に障害のある状態です。視力の障害では、光覚(光を感じる感覚)もない全盲の方から補助具の使用により拡大文字が識別できる方もいます。全盲の場合などは点字を使用しますが、点字の読み書きができない方もあり、音声でのコミュニケーションも必要です。

視野の障害では、両眼の視野がそれぞれ10度以内と極めて狭くなる場合や、周辺だけ見える方、左右いずれも半分しか見えない方など様々です。

視力や視野の障害により、白杖(視覚障害者が歩行時に使用する杖)や盲導犬の補助があっても、慣れない環境では周囲の状況が把握しにくいいため、単独での移動には困難が生じます。



(3) 聴覚障害

音が聞こえなかったり、聴力（聞く力）が不十分な状態です。完全に聴力がない方から補聴器の使用により近くの音の聞き取りが可能な方までいます。幼少時期より前から障害がある場合、音声や言語の機能に障害がなくても言葉の聞き取りが困難なため、話すことに支障が生じることが多くあります。この場合、手話や口話（読唇法）、筆談などを総合的に使ってコミュニケーションを図る必要が生じます。



(4) 内部障害

心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫機能に障害のある状態です。

心臓の障害では、一定以上の身体活動により心臓に負荷がかかると倦怠感、呼吸困難、手足のむくみ、狭心症の発作(胸の圧迫感や胸痛)などの症状が起こります。

じん臓の障害では、体内の水分や塩分の調節、老廃物の排泄、血圧などの調節が困難なため、水分や塩分摂取の調整、食事療法、身体活動の制限が必要で、大多数の方が定期的に人工透析が必要です。

呼吸器の障害では、気管や肺の疾病などによりガス交換が十分に行われず、呼吸困難が生じるため、活動が制限され、呼吸を助けるために酸素療法が必要な場合もあります。風邪などの感染症は、急速に呼吸機能を悪化させるため、十分な注意が必要です。

ぼうこうと直腸の障害では、自分の意志で尿や便の排泄がコントロールできないため、自分で管を使用して尿を体外へ排泄することや、身体に造設されたストマ（人工的な排泄器官）からの定期的な排泄処理が必要で、活動が制限されます。



小腸の障害では、通常の食事では栄養が不足するため、静脈注入による栄養補充が必要です。携帯型輸液システムの使用により、ある程度生活の支障は軽減できます。

免疫機能の障害は、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)の感染により免疫をつくる機能が低下するため、通常は発症に至らない細菌やウイルス、カビなどが体内に侵入した場合でも増殖を止められないため、重い肺炎やがんなどにかかり生命を失う危険があります。治療の段階や合併症の有無などにより、活動制限も異なります。このウイルスの感染力は極めて弱く、日常的な接触や空気では感染しません。

(5) その他の障害

平衡機能障害

三半規管などによる平衡機能や中枢神経系の働きによる姿勢や動きを調整する

機能に障害がある状態です。このため、四肢体幹に異常がなくても、転倒したり、著しくよろめくなどの歩行障害が生じます。

音声・言語機能又はそしゃく機能障害

発声できない状態や発声しても言語にならなかつたり、理解しがたいなど意思疎通が困難な状態です。気管切開や喉頭摘出をした場合は、口や鼻を通さず気管孔から空気を取り入れるため、においをかぐことができません。

そしゃく機能障害は、ものを飲み込めなかつたり、かみくだけない状態のため、チューブにより食物を直接に胃に流し込まねばならなかつたり、歯科矯正が必要となります。

知的障害

知的障害は、先天的な様々な原因又は出生後の比較的早い時期における脳の障害により、知的能力の全般的発達不完全であったり、不十分な状態にあるため、学習、日常生活の維持、社会生活への適応などが著しく困難となる障害です。

障害の状態は、発達が全般的に比較的均一に遅れている場合から、一部が不均衡に遅れている場合など様々です。

障害の程度は、一人では日常生活の維持（衣、食、排泄^{はいせつ}など）ができず、意思疎通も困難なため、常に介助や保護が必要な方から、言語能力や理解力など一部の発達は遅れているが他は問題がなく一人で社会生活も可能な方までいます。

知的障害のある人又は保護者の申請により、一定程度の障害があった場合は、療育手帳が交付されます。

精神障害

精神障害は、精神的な疾患、各種精神疾患により、精神の機能に支障があつたり、不十分な状態にあるため、日常生活の維持、社会生活への適応などが著しく困難となる障害です。障害の状態は、原因となる精神的な疾患などにより様々です。

障害の程度は、一人では適切な日常生活の維持（衣、食、排泄^{はいせつ}など）ができず、適切な意思伝達も困難なため、常に援助が必要な方から、通院や服薬によりわずかな援助で問題なく一人で社会生活も可能な方まで様々です。

精神障害のある人の申請により、一定程度の障害があつた場合は、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。

地震に備える

1 情報の収集と伝達

(1) 情報を得る

障害のある人などに正しい情報を伝えたり、的確に支援するためには、何より支援者が正しい情報を把握することが大切です。また、障害のある人などの状況や意志などを的確に把握したり、質問に答えられるよう、障害や心身の状態に応じて、メモ帳やホワイトボードあるいは緊急連絡（会話）カードを準備しておきます。

ラジオ、テレビ、インターネットなどから情報を収集しましょう。

防災行政無線など公的な機関から情報を得ましょう。

消防署等への災害状況の問い合わせは消防活動に支障を来すので、緊急の場合以外は、電話を控えるようにしましょう。

安否確認などの情報を得る場合は、「災害用伝言ダイヤル」を活用しましょう。

(2) 情報を伝える

何より、早く正しい情報を障害のある人に伝えるとともに、確実に伝わっているかを確認することが大切です。

防災関係機関は、防災行政無線のほか、障害に応じファックスなどを使った緊急通報システムなどにより情報を伝え、回答の返送などにより情報が伝わったかを確認しましょう。

隣近所や地域の自主防災組織の人は、日ごろから情報を伝えるよう心掛け、できる限り早く情報を伝えるようにしましょう(いざというときに情報を伝える人や方法を特定しておく、よりいいでしょう。)。この際、正確に伝わったかを確認するようにしましょう。

友人・知人などは、ファックスなど、障害や心身の状態に応じてあらかじめ決めた連絡方法により、自らが得た情報を伝えるようにしましょう。

家族は、情報を障害のある人などにも伝え、協力して災害に対応しましょう。

流言飛語に惑わされることのないよう、情報を複数の媒体、複数の人で確認してから正しい情報を伝えるようにしましょう。

安否などの情報を伝えたい場合は、「災害用伝言ダイヤル」を活用しましょう。

(3) 外出時の情報の収集と伝達

障害のある人などと一緒に外出しているときは、支援者が正しい情報を収集したり、速やかに伝えられるよう準備しておきましょう。

携帯ラジオや携帯テレビなどで情報を収集しましょう。

公的機関の広報や放送、電光掲示などから情報を収集しましょう。

周囲の人から情報を得たり、伝えたりしましょう。

メモ帳や緊急連絡(会話)カードを携帯しましょう。

2 地震発生時の対応(障害別事項)

身体障害がある人の支援

肢体不自由な人の支援

ア 家での対応

- ・自力で移動が困難な人は、頭を覆うようにして、できる限り出入口に近く、家具類が転倒、落下する恐れのない安全な場所へ移動させます。
- ・火災の発生に気付いたら、自力で移動が困難な人に知らせ、ガラス類の破片や物の落下などに注意しながら、できる限り低い姿勢をとらせて、煙に巻かれないようにおぶったり、担架に乗せるなどにより外に脱出させます。
- ・脱出後は、できる限り安全な場所に待避させた後、隣近所に知らせ、互いに協力しながら初期消火と119番通報をします。



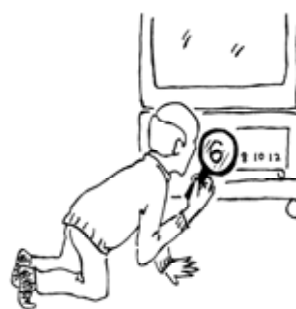
イ 外出中の対応

- ・肢体不自由な人を見かけたら、声をかけ、必要な援助を行ったり、必要な場合は安全な場所へ誘導します。
- ・移動が危険な状況のときは、最寄りの防災機関などに保護を申し出るよう伝え、依頼があれば誘導します。

視覚障害がある人の支援

ア 家での対応

- ・すばやく机の下などにもぐるか、座布団などで頭を守るよう指示します。
- ・家の中などの状況を伝え、家具の転倒、落下物、ガラス類の破片に注意しながら、家の中の安全な場所へ誘導します。



イ 外出中の対応

- ・障害のある人を見かけたら、声をかけ、まわりの状況を伝え、安全な場所へ誘導します。

誘導する際の留意点

自分の肘の上を視覚障害のある人に片手でつかんでもらい、歩行速度に気を付けて歩きます。決して後ろから押ししたり、手を引っ張ったり、肩や白杖をつかんだりしないようにします。

段差や障害物のあるところでは、声で伝えるようにします。

聴覚障害がある人の支援

ア 家での対応

- ・手話、メモや緊急会話カード、身振りなどで知らせ、机の下にもぐるか、座

布団などで頭を守るよう指示します。

- ・火災の発生に気付いたら、障害のある人に手話、メモや緊急会話カード、身振りなどで知らせ、協力して「初期消火」と「119番通報」をします。
- ・初期消火が困難なときは、ガラス類の破片の音や物の落下音などに注意しながら、身を低くし、煙に巻かれないように脱出するよう手話やメモなどで指示します。

緊急会話カードの記載例

私には聴覚障害があります。私の名前は
です。
私に代わって、 に電話をかけていた
だけませんか。

イ 外出中の対応

- ・障害のある人から依頼があれば、メモなどで情報提供や援助をします。

音声言語機能障害がある人の支援

ア 家での対応

- ・火災の発生に気付いたら、障害のある人に知らせ、協力して初期消火と119番通報をします(緊急ファックスも使用するようになります。)

イ 外出中の対応

- ・障害のある人から依頼があれば、ていねいに聞き取るようにし、必要な情報提供や援助をします。聞き取りが困難なときは、相手に断って筆談やメモを使用するようにします。

内部障害等がある人の支援

ア 家での対応

- ・かかりつけの医療機関に連絡して、状況を把握し、以後の対処の指示を受けたり、連絡してもらうようにします。

イ 外出中の対応

- ・障害のある人から依頼があれば、医療機関に連絡し、以後の対処について指示を受けます。

盲導犬、聴導犬、介助犬使用者への留意点

建物の倒壊や落下物により、道路の歩行が困難な場合、給付元の団体などに、一時、盲導犬、聴導犬、介助犬を預けるように指示します。

知的障害がある人の支援

家での対応

- ・机の下などにもぐったり、頭を守る指示が理解できないようならば、手を引いて誘導したり、頭を覆うようにします。
- ・緊急連絡カード、笛やブザーを携帯するよう言います。氏名や連絡先を書いた名札などを縫いつけた衣服があれば、着替えさせておきます。
- ・日ごろから服用している薬があれば、携帯するようにします。

外出中の対応

- ・状況を簡潔に説明して障害のある人を安心させ、必要な行動をとります。

その他

- ・事前に決められたことを守り、支援者に従うように強く指示します。
- ・努めて冷静な態度で行動し、絶えずやさしい言葉をかけるようにします。
- ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝えるようにします。この場合、言葉だけでなく文字や絵を利用します。
- ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。移動する場合は、手を引くなどします。
- ・災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり、しかったりしないようにします。強い不安や発作（パニック）がある場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を受けます。もし、連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関又は消防署へ相談します。

精神障害がある人の支援

家での対応

- ・机の下などにもぐったり、頭を守る指示が理解できないようならば、手を引いて誘導したり、頭を覆うようにします。
- ・緊急連絡カードや精神保健福祉手帳を携帯するよう言います。
- ・非常持出袋を確認するとともに、ラジオやテレビなどから正しい情報を得て、冷静さを保つよう声をかけるなどします。
- ・日ごろから服用している薬があれば携帯するようになります。
- ・かかりつけの医療機関に連絡して、状況を把握し、以後の対処の指示を受けたり、連絡してもらうようにします。

外出中の対応

- ・障害のある人から依頼があれば、最寄りの医療機関を教えたり、連絡を取るようになります。
- ・医療機関からの指示に従い、以後の対処に協力します。

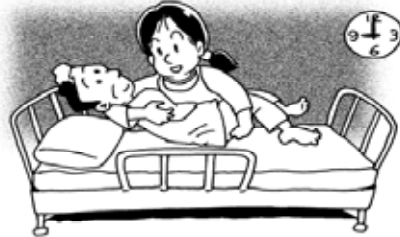
その他

- ・努めて冷静な態度で行動し、状況を簡潔に説明して障害のある人を安心させ、必要な行動を取ります。
- ・話をする場合は、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝えるようにします。この場合、言葉だけでなく文字を利用します。
- ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。移動する場合は、手を引くなどします。
- ・災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり、しかったりしないようにします。また、妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、相づちを打つ程度にとどめます。
- ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかに主治医に連絡し、指示を受けます。もし、連絡が取れない場合は、最寄りの保健機関や医療機関又は消防署へ相談します。

支援が必要な高齢者の対応

寝たきりや身体的に虚弱な高齢者

- ・毛布でくるんだり、防災ずきんなどで頭を覆うなど安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数で抱えたり、車イスや担架を使うなど、高齢者の状態に応じた適切な方法で介助して、安全な場所へ避難させます。
- ・日ごろから服用している薬があれば携帯するようにします。
- ・家族などで避難させるのが困難なときは、隣近所など周囲の人に協力を求めます。



認知症高齢者

- ・努めて冷静な態度で高齢者に接し、行動します。
- ・大きな声で、机の下などにもぐったり、転倒しやすい家具から離れたり、頭を守るよう指示し、手を引いて誘導します。
- ・必ずだれかが付き添い、一人にしないようにします。また、状況を簡潔に説明して高齢者を安心させ、落ち着かせるようにします。
- ・災害時の不安から大声や異常な行動が出ても、大騒ぎしたり、しかったりしないようにします。
- ・激しい興奮状態が続くときは、家族が必ず付き添って他の人から離れたところで様子を見るようにします。

寝たきりや身体的に虚弱、認知症疾患などの理由により、自力での避難や必要な情報を的確に把握し、行動することが困難な高齢者には、支援を必要とすることが多いと考えられますが、支援の内容は高齢者の状態によって様々です。このため、災害発生時には、上記のほか、それぞれの状態に応じて、前記(障害別事項)の該当項目を参照し、適切な支援に努めます。

参 考

災害用伝言ダイヤル「171」

災害が発生した場合、安否の問い合わせなどが集中し、電話がかかりにくくなったり、かからない状態になります。これは被災地域での電話が通信設備(回線や交換機)の許容量を超えるため起こる現象です。このような現象は携帯電話でも発生します。

このため、被災地域内や被災地への安否などの情報を音声により伝言するのが「災害用伝言ダイヤル」です。被災地の人録音したメッセージを他の地域の人聴いたり、他の地域の人被災地の人録音したメッセージを送ることで情報の受発信ができます。

N T Tの機械(伝言蓄積装置)が伝言を受け付けますので、一般の加入電話だけでなく、公衆電話、携帯電話、PHSからも伝言の録音や再生ができ、自宅が避難等で不在であったり、停電などにより自宅の電話が使用できないときでも利用できます。

ただし、録音されたメッセージを自動的に受信する人の電話に伝えるものではなく、受信する人が「災害伝言ダイヤル」を使い、再生することにより情報を取り出すものです(利用に当たっては、通話料がかかります)。

利用方法

「171」をダイヤルし、利用ガイダンス(案内)に従ってダイヤル操作して、伝言の録音や再生をします。

避難勧告、避難指示

市町村では、災害発生時における人的被害の発生を未然に防止するため、災害の発生が予測される地域の住民の方に、「避難勧告」及び「避難指示」を行います。

避難勧告及び避難指示は、防災無線や広報車、電子サイレン、ハンドマイクによる伝達を行うとともに、自治会長などの協力を得て伝達します。

自治会や防災組織などの協力を得て、組織的に避難誘導が行われますので、指示に従い避難しましょう。

避難勧告

災害の拡大により、危険が切迫し、地域住民を避難所へ避難させる必要が生じたときに発表します。避難勧告は、その地域の居住者を拘束するものではありませんが、速やかに避難するようにしてください。

避難指示

地域住民に対する災害の危険が目前に切迫しているときに発します。避難指示を受けたら、直ちに指定された場所に避難してください。

自主避難

避難勧告や避難指示のほか、災害が予想されるときに、地域住民が自分の判断によって自主的に避難所へ避難するものです。市町村等が指示するものではありませんが、避難所の開放などを行います。

地震の予知情報が出たら本格的な警戒体制

東海地震に関する情報が3段階で発表されます。危ない状況の低い方から順に「東海地震観測情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」の3段階です。

「東海地震観測情報」（平常どおり）

軽微な異常データが観測されているけれども、それが東海地震とどう関係しているのかについて、すぐには分からないときに発表されます。住民の方は、テレビやラジオなどの報道を聞き逃さないようにして、平常どおりお過ごしください。

「東海地震注意情報」（必要な準備行動の開始）

更に異常なデータが観測され、前兆すべりが起こっている可能性が高まったときに発表されます。これにより防災のための準備行動を始める機関もあります。報道に注意して、政府からの呼びかけや県・市町村などが定める防災計画に従って行動してください。

前兆すべりとは？

東海地震は、プレート（地球表面を覆う厚さ数十～百キロメートル程度の岩石の層）の境界で起こる地震です。プレート境界は普段は強くくっついています。しかし、東海地震の前には少しずつすべり始め、最終的に大きくずれて東海地震になる、と最新の地震学では考えられています。この前兆的なすべり現象が前兆すべりです。

「東海地震予知情報」（本格的な警戒体制）

前兆すべりが起こっており、東海地震の発生のおそれがあるときに発表されます。ほぼ同時に内閣総理大臣から警戒宣言が発表されますので、この警戒宣言や、県・市町村などが定める防災計画に従って行動してください。

各情報を発表した後で、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象と関係ないと判断した場合は、それぞれの情報の中で、その旨を明記して発表します。